

■6 月期運営委員会の質問事項

1. 施設が止まった時に何日ぐらいの受け入れが可能か

・設計計算書から

・受入槽 2 槽 し尿 24 m³ 浄化槽 19 m³ 計 43 m³

・貯留槽 2 槽 し尿 168 m³ 浄化槽 137 m³ 計 305 m³ 合計 348 m³

・何日? $348 \text{ m}^3 \div 52 \text{ kl} / 1 \text{ 日処理量} = 6.692 \div 6.7 \text{ 日分}$

※協定書第 4 条 2 搬入量は受入槽及び貯留槽の有効容量とする

※槽にはし尿等が残っているため、受け入れ可能量は変動します。

2. 緊急問題時の連絡マニュアル

・メール通報システム 機器等の重警報（施設機器に弊害をもたらす）を感知すると職員へ自動的にメール配信する

・トラブル、機器故障時 対応チェックシートにより対応、報告を行う 【別紙 1】

・緊急連絡先

日立造船（株）、福津市うみがめ課、九州電気管理協同組合、青柳電気管理事務所、

古賀衛生工業、環境開発工業、津屋崎サニタリー、林田産業、アイテック

海津木苑運営委員会委員長、海津木苑運営委員会副委員長、鹿部区長

3. 1 日当たり処理量の 52 kl は余裕をみた量？精一杯の量？なのか

・1 日当たりの処理量の見積もり

し尿 30 m³ + 浄化槽汚泥 13 m³ + 農集汚泥 9 m³ + 施設雑排水 4.9 m³ = 56.9 m³

$52 \div 56.9 = 0.913 \div 91\%$ 約 9 割の処理量

※協定書第 4 条 1 1 日あたりの処理量は、し尿・浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥の合計で、52 kl までとする。

※日立造船(株)の見解

・処理量は汚泥脱水機（助燃剤化装置）の処理能力によるところが大きい。脱水機 2 台運転、時間延長運転により一時的に処理量を上げることは可能。但し、生物処理に負担がかかるため、汚泥濃度、温度等による制約を受ける場合がある。段階を追って徐々に投入量を上げることで生物処理の負担を減らすことはできるので、計画的に実施する必要がある。

4. 1 日当たり処理量が 52 kl になった理由は

・「汚泥再生処理センター整備基本計画策定業務委託」（2020（令和 2）年 3 月）による汚泥再生処理センター整備基本計画書に基づくもので、積算根拠は、古賀市と福津市の生活排水処理基本計画（古賀市 2019H31、福津市 2020R2）のし尿等排出量推計値を用いている。

・整備基本計画抜粋 【別紙 2】【別紙 3】【別紙 4】

5. 古賀市海津木苑設置条例に海津木苑運営委員会の記載がないことについて

・条例第3条 「処理施設の運営及び管理について必要な事項は市長が別に定める」とある。条例は議会で決められるが、「管理運営規則」や運営委員会設置規程」は市で定めることができる。条例に規定できないか。

- ・海津木苑し尿処理施設に関する協定書 1981(昭和56)年3月24日運営委員会記載あり
- ・海津木苑運営委員会設置規程 1982(昭和57)年2月10日
- ・海津木苑設置条例 1983(昭和58)年7月15日

6. 海津木苑運営委員会に福津市も参加できないか

- ・古賀市海津木苑連絡会議に関する申し合わせ事項 (2024(令和6)年3月25日)
「古賀市汚泥再生センター海津木苑(仮称)の建設及びし尿処理に関する事務の委託に関する規約」第8条に基づく連絡会議において、の申し合わせ記載
(3) 海津木苑運営委員会には古賀市が出席するものとし、委員会開催後に古賀市は福津市に内容の報告を行う。

7. 福津市の委員も入れてほしい

- ・古賀市海津木苑運営委員会設置規程
第3条 委員会の委員は、委員14名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 識見を有するもの (2) 市議会議員 (3) 地元代表 (4) 市職員
- ・古賀市汚泥再生処理センター(海津木苑)に関する協定書(2021年7月6日)
第15条 古賀市海津木苑運営委員会設置規程第3条に規定する委員会の委員の構成は、別表4のとおりとする。

構 成 員	人 員
地元代表	6人
市議会代表	3人
識見を有する者	2人
古賀市	3人